

2022年6月16日

## 「こども家庭庁設置法」「こども基本法」「児童福祉法改正」

### 成立を踏まえたアピール

～「こども家庭庁」発足までに、総合的な子ども・子育て政策を再構築し、  
安定財源の確保について現実的な議論を進めること～

6月15日に閉会した通常国会では、「こども家庭庁設置関連法」と「こども基本法」、さらに「改正児童福祉法」が成立しました。立ち遅れてきた子どもと子育ての政策前進のための新たな一歩が始まります。私たちは、これらの動きを期待とともに評価します。

その一方、2021年の出生数は81万人で過去最少、合計特殊出生率は6年連続の低下となり、この国の「子どもを産み育てにくい社会環境」の改善は最重要かつ緊急の課題となっています。少子化が深刻化する事態を、首相が“国難”と位置付けたのは5年前。その後も進まなかった子ども・子育て政策の大幅な刷新と拡充は待ったなしであり、新たな行政組織の発足と同時に、政策面、財源面の両面における大胆な改革にすみやかに着手することを求めます。

脆弱な政策は、コロナ禍で「子どもを産み育てにくい環境」を一層厳しくしました。今、国を挙げて取り組むべきは、総合的で切れ目のない子ども・子育て政策を構築することと、子どもと家族の政策への財源投入を強化することにより、今度こそ“国難”を放置しないことです。

子どもを産み、育て上げるまでの責任を、雇用不安に揺れる若い世代だけに背負わせるのではなく、社会全体で共に担い、親と子を孤立させない支援策の整備を進め、縦割りを排し、課題ごとの対策ではない「普遍的な家族政策（ファミリーポリシー）」として再構築することです。

政府、関係省庁、自治体、国会、各界、市民が、一丸となって、取り組みを進めて行きましょう。

子どもと家族のための緊急提言プロジェクト